

---

開催日時：平成30年10月30日(火) 13:30～14:00  
場所：湯梨浜町役場 第1・2会議室  
出席者：委員13名(20名中7名欠席)  
オブザーバー：重松総務課長、斉藤建設水道課長、杉原子育て支援課長、  
岩崎教育総務課長、丸生涯学習・人権推進課長  
事務局：上井企画課長、西川企画課長補佐

---

## 1. 開会 司会進行 企画課長

## 2. 委員長あいさつ

## 3. 協議 司会進行 山田委員長

### (1) 報告書まとめ・総括について

事務局(企画課)より説明

資料「湯梨浜町学校跡地施設利用検討委員会報告書(素案)」に沿って説明。(以下、要旨。)

・構成について。「はじめに」の部分で山田委員長からのあいさつ文、次のページに目次を掲載している。第1章から第7章までは、この跡地施設利用検討委員会の目的や検討経過、検討にあたっての課題、例えば町財政状況や今後予定されている町の大規模事業、上位計画や法的規制について記述。第8章、第9章はこの報告書の肝になる部分であり、個々の施設の検討案、それを受けての提言を記述している。

・この第8章、第9章では委員の皆さんからいただいた意見の最大公約数部分しか記述できなかったため、そこからこぼれ落ちてしまった意見も含めて、第10章参考資料の「学校跡地施設利用プラン整理表」で、現地視察の感想時やその他色々なところでいただいた意見を網羅している。

・最後に検討委員会名簿を掲載。

・報告書の記述については、今までと内容が変わっている部分も少々あるので、簡単に説明を行いたい。

5ページ目の「5 町財政の課題」について。第2回検討委員会では平成28年度の数値を提示していたが、その後平成29年度の決算状況が公表されたため、平成29年度の数値に置き換えている。

・6ページ目の「(4) その他法的規制 ①建築基準法と消防法等の規制」について。跡地施設利用にあたっては、上位計画との整合性、(公立学校施設整備費)補助金返還、また地域防災や耐震性など様々な角度から課題を取り上げて、検討の判断基準とさせていただいたが、建築基準法と消防法については委員会では示していなかった。

しかし、学校施設を用途変更するにあたっては、非常に考慮すべき点の一つであるため、加筆をしている。

・8ページ目以降が本報告書の主題である活用案の検討である。構成としては「北溟中学校跡地施設」「羽合体育館」「東郷中学校跡地施設」に分けている。

・「東郷中学校跡地施設」については東郷中学校、東郷運動場、東郷学校給食センターと一括りにしている。東郷運動場、東郷学校給食センターについては、皆さんから出た意見が多岐にわたっていなかったため、一つの 카테고리 とした。

・書き方としては、施設の置かれている現況と環境を整理してから、皆さんからいただいた個別意見を建物別に記述している。また、例えば北溟中学校では建物別でいえば、大きく分けて、校舎、グラウンド、体育館と分かれるが、それぞれにまたがった意見もあった。それらについては「全体」という項目で記述している。

・個別意見を列挙した上で、「まとめ」を記述している。

・北溟中学校、羽合体育館については第4回委員会で検討いただいたところだが、皆さんからの意見をこういった形でまとめていいのか、その辺りのご意見もいただきたい。

・11ページ目以降の東郷中学校の跡地施設について。第4回委員会の時にざっくりとしたまとめを提示した。12ページ目の「まとめ」に相当すべき記述が非常に簡易でかつあっさりとしすぎており、北溟中学校の「まとめ」と比較するとボリュームが少なかったため、この部分は若干肉付け、補強を行っている。

・14ページ目については、第8章の活用案の検討を図にした方がわかりやすいと思い、作成したイメージ図である。

・15ページ目には「提言」を記述。大きく分けて、6つの提言にまとめている。

・(1)について。北溟中、東郷中の大部分の校舎が旧耐震基準で建設されており、校舎活用の前提として耐震補強工事が必要ではあるが、巨額の投資が発生してくる。町財政の負担を勘案すると、特段の活用策がなければ解体、もしくは活用する場合であっても、既存建物を活用する期間を明確に区切りたい。

・(2)について。北溟中学校、東郷中学校跡地施設はその立地条件は対照的であり、活用にあたってはそれぞれが持つ強みを発揮するような方法が望ましい。北溟中学校は経済性に優れ、高収益が見込める利活用、東郷中学校は自然豊かな立地条件を生かした公益性の高い利活用が適している。

・(3)について。皆さんから北溟中学校については売却を検討すべきといった意見が多数出ていたため、総合的に優れた立地条件である北溟中学校跡地については、売却を前提と記述した。

・(4)について。跡地施設を活用する際にはバリアフリーに配慮すべきである。

・(5)について。いずれの跡地施設も単一的な用途でなく、複数の用途で利活用する方法を検討すべきである。

・(6)について。民間活用は特に北浜中学校の利活用を検討する際に、複数の方から意見が挙がっていたため、民間活用、公設民営方式の導入についても検討する必要がある。

・「10 参考資料」の「学校跡地施設利用プラン整理表」について。

皆さんからいただいた意見をまとめて掲載している。皆さんからいただいた意見は一通り掲載しているつもりだが、落ちがあれば教えていただきたい。それぞれの建物別に分けて、キーワード、利用区分、内容にまとめているので、ご確認いただきたい。

#### 【質疑応答】

「☆」・・・ 委員 「→」・・・ 町 「・」・・・ 委員長

・もう一度目次を開いていただきたい。若干これまでの検討内容になかったものが追加はされているが、第7章には我々の検討の中で出てきた課題全般についてまとめられている。

・一番のメインとなるのが第8章、第9章。記述方法としては、皆さんの意見を列挙した上でまとめて、第9章の提言につなげている。

論理の展開上、みなさんの意見すべての記述ができないのはご承知おきたい。

この資料作成にあたっては、事務局がたたき台を作成した上で私も目を通し、加筆修正して、今回会議の資料としている。皆さんの意見はいかがだろうか。

☆「9 提言」 (3) について

「北浜中学校跡地については、売却を前提とされたい。」という表現になっている。個人的にそこまで断言していいのかと思うので、皆さんのご意見をお聞きしたい。

・断定的な表現ではなく、若干弱めの記述にした方がいいのか。

(委員からは特に異論はなかったため、この部分については断定的な表現を改める。)

☆「8 活用案の検討」 (1) 北浜中学校跡地施設について

10ページのまとめには「売却」という記述が一切出ていないが、提言においては触れられているため、記述の整合性の面で疑問を感じる。もし提言の部分の記述を変更するならば、まとめの部分にも売却の件について記述した方がいいと思う。

・ご指摘の件について、確かに記述の整合性が図られていないので、まとめの部分に、売却について記述を行う方がいい。

(委員からは特に異論がなかったため、「まとめ」の部分に売却についての記述を追加する。その他特に意見なし。)

・それでは意見が出た2点について訂正し、その他は原案どおりとする。報告書に

については、事務局が素案を訂正した上で、委員長と最終チェックをした上で提出したい。ただし、よりスマートな表現にするために記述を若干変更する場合もあるのでご了承いただきたい。

## (2) その他

事務局としては特に提案なし。委員からも特に意見なし。

## 4. その他

### ○今後の予定について

事務局より提案。

- ・今日、皆さんからいただいた意見を踏まえて、報告書素案を修正した後、町へ報告書を提出する予定である。レジュメには「11月中(予定)」としているが、11月20日(火)の9時より、委員長、副委員長が町長に報告書を提出する予定である。
- ・報告書提出後のスケジュールについても触れたい。第1回委員会でスケジュール表を提示したところである。
- ・報告書を提出した後の工程については、町が実施することとなる。委員会が提出した報告書を踏まえて、活用方針案を作成し、パブリックコメントを住民に求める。パブリックコメントで出てきた意見も加味しながら、総合的な視点で最終的な用途については判断させていただく予定である。

### 【質疑応答】

☆パブリックコメントについては、どのような方法を考えておられるか？

→ホームページに掲載、その他町内の公共施設に意見箱を設置して、意見を収集することを考えている。

☆その後、町が総合的に判断するということだが、総合的に判断された結果を私たち(検討委員会委員)は見せてもらえるのか？

→パブリックコメントの実施については、第1回委員会で説明したところである。ただ報告書を提出した時点で、それ以降のスケジュールについては、今後の事業の進め方も含めて再度検討する必要があると考えている。

取り急ぎは平成31年度の予算にどのように反映していくかだが、平成31年度に事業を一度に計上するのか、平成31年度に実施すべきことを決定して、それ以外については全く白紙の状態として時間をかけて再検討するのか、方法は幾通りもあると思う。本日の検討委員会が最終となるが、最終結果を委員の皆さんにお示しするかどうかは現時点では未定である。(企画課長)

・それはわかるのだが、私たちが出した意見がどうなるかは知りたいところである。

☆当然、パブリックコメントを実施することになれば、委員の皆さんには資料を出した上で、実施しなければならないと考えている。こういった形で今後進めていくかは、課長も申し上げたとおり今後検討していくことになるが、皆さんが知らないうちに話が決まったということにはならないようにと考えている。

併せて、議会においては昨年度から学校跡地施設利用特別委員会が設置されている。本委員会の検討の進捗に応じて、議会でもこの問題について審議されることとなっており、報告書の提出を待っている状況である。いくら執行部がこのようにしたいと考えていても議会で別の意見が出る可能性もあり、結論が出るまで紆余曲折が考えられる。今後の予定がはっきりしないのはそういった事情もある。(副町長)

○副町長よりお礼の言葉

閉会